

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書 2.（5） 2） 商談機会提供 に関して 仕様書内に「令和6 年度及び令和7 年度の本事業の実施者並びに令和6 年度国立公園におけるアドベンチャートラベル展開事業の活動団体（以下「活動団体」という。） から希望がある場合には、複数のツアーをパッケージ化し、実施者及び活動団体による商談の実施を支援する」と記載がありますが、当該記載箇所に関しまして、 （1） 令和7年度本事業の実施者以外に対しても、商談機会の提供を行う業務が生じ得るという理解で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりですが、複数のツアーのパッケージ化には、令和7年度の本事業の実施者を必ず含むものとします。（商談機会の提供等を行う件数は最大で13実施者分（13件分）になります。また、令和7 年度の本事業の実施者以外の旅費は、対象外とします。
2	（2） 複数のツアーをパッケージ化するというのは、異なる地域の実施者同士の商品をパッケージ化した広域ツアーとの理解で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	（3） 上記(1) (2)を踏まえ、「商談機会の提供」については、過年度の事業実施者も含めた実施者の希望する商談機会（例：展示会出展による商談会など） への同行やサポート等の支援などが主に想定されますでしょうか。	ご理解のとおりです。